

虐待の防止のための指針

社会福祉法人明和会
陽だまりの郷

1 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

(1) 虐待の定義

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

②介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、擁護者以外の同居人による虐待行為の放置など養護を著しく怠ること

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者を介してわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

擁護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会、その他の事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

当事業所では、虐待防止に向けて虐待防止委員会を設置します。

①具体的な内容と協議事項

- ・虐待防止検討委員会その他の施設内組織に関すること。
- ・虐待防止のための指針整備に関すること。
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ・再発防止策を講じた際の、その効果についての評価に関すること。

②虐待防止検討委員会の構成員と任期

- ・管理者 ・介護職員 ・介護支援専門員 ・その他管理者が任命する者
- ・委員の互選により、委員長を選出します。

※この委員会の責任者は委員長とし、その時参加可能な委員で構成する。

管理者は①の事項の最終的な意思決定を行う役割を担う。

- ・委員の期間は1年間とする。

③虐待防止検討委員会の開催

- ・定期（概ね3ヶ月に1回）開催する。

- ・必要時は随時開催する。
- ・急な事態は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待防止を徹底します。

(1) 職員研修の企画及び運営

- ① 職員研修の企画及び運営は、虐待防止検討委員会を中心として行います。

(2) 職員研修の目的及び実施回数

- ① 定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ② 新任者に対する人権を尊重したケアの実施を目的とした研修、身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

(3) 研修の記録

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 虐待またはその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

(7) 必要に応じ、関係機関や地域住民に対して説明及び報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又は家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

(2) 苦情解決窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。

(4) 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者にその顛末と対応を報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧方法に関する事項

本指針は、ホームページにおいて、また希望に応じ直接、利用者または家族等が閲覧できるようにします。

9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

当事業所では、共通認識のもと職員が一丸となり、虐待を行わない状態の実現を目指すため、虐待を誘発する原因を探り除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保するとともに、工夫や情報収集を行い、改善を推進するものとします。

また、「3 虐待防止のための職員研修」の研修の他、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者等の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

養護者による高齢者虐待類型（例）

（厚生労働省資料）

区分	具体的な例
<p>i 身体的虐待</p>	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など</p> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） など</p> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など</p> <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。 など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など</p>
<p>ii 介護・世話の放棄・放任</p>	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など</p> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p>

区分	具体的な例
	<p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など
iii 心理的虐待	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
iv 性的虐待	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
v 経済的虐待 ※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

(※)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)。上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。